

平成15年度事業報告

産業廃棄物の処理施設の整備に必要な資金の円滑化、その他の産業廃棄物の処理に係る事業の振興措置等及び事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための活動を推進するため、以下の事業を行った。

産業廃棄物特定施設整備法関連業務

1. 債務保証事業

(1) 債務保証事業の業務実行状況

ア. 債務保証の新規案件

外部の専門家を活用した厳格な調査を行ったうえで、2件(保証実施予定総額600百万円)の新規保証候補案件を企画・運営委員会に付議し、財団の債務保証対象事業の選定を受けた。ただし、本案件の保証実行は、2案件共に許認可の遅れ等により、翌年度に延期となった。

イ. 代位弁済の実行等

(ア)業績不振先2社に対して、合計853百万円の代位弁済を行った。担保権の実行により2百万円回収したため、当期の求償権増加額は851百万円となった。

(イ)また経営再建中の保証先が、過年度法人税の還付を受けることとなったので、この機会をとらえ、保証残高574百万円の一括返済を行わせた。

ウ. 債務保証等残高

以上の結果、平成16年3月末の保証残高は8,554百万円となった。また同日現在の求償権は2,760百万円、求償権償却額は1,192百万円となっている。(平成6年度からの累計債務保証先数27社、保証実施額累計23,934百万円)

エ. 既存保証先の管理

既存保証先へのフォロー訪問調査の計画的実施とあわせ、保証先債権分類の見直しを行い、既存保証先の管理を徹底した。

2. 産業廃棄物処理特定施設整備促進事業

廃棄物処理センターの整備促進及び不法投棄原状回復事業に係る情報交換のための第10回全国都道府県等担当者会議を10月30～31日の両日、香川県高松市において開催、131名が参加し、講演と意見交換を行った。

3. 振興事業

(1) PCB処理技術情報の提供

PCB処理に関する内外の情報を整理して、関係者に提供した。

(2) 受託調査等

ア. PCB廃棄物関係調査

(環境省等からの受託調査)

(ア) PCB等処理技術調査検討業務

PCB廃棄物の処理技術に関して、委員会のもと、開発企業から申請のあったPCB新処理技術・改良技術の審査・評価・基準化検討を実施した。

(イ) 低濃度PCB汚染物対策調査検討業務

委員会を立ち上げて、微量のPCBが混入した変圧器等に関する(社)日本電機工業会の調査結果を検証するとともに、アンケート及びヒアリング調査等によりPCB汚染原因の調査及び簡易分析法の調査方法の検討を行った。これは、環境省と経済産業省からの受託業務である。

(環境事業団からの受託調査)

(ウ) PCB廃棄物処理技術調査業務

平成15年度の環境事業団PCB処理事業委員会、技術部会の支援業務を実施した。また、PCB気相拡散シミュレーション及びトランス解体技術調査を実施した。

(エ) 基本情報データベースに関する基礎調査業務

白地地域のPCB処理事業対象地区におけるPCB特別措置法届出書等のデータを入力してデータベースを作成し、解析・集計した。また、全国版統合データベースの構築、機器情報データベースの構築及び地理情報システムによるデータ処理を行った。

(オ) PCB廃棄物処理施設建設工事技術提案審査等支援業務

下記3件の技術提案審査支援業務を行った。

東京PCB廃棄物処理施設設置工事の技術提案審査

豊田PCB廃棄物処理施設設置工事の技術提案審査

大阪PCB廃棄物処理施設設置工事の技術提案審査

イ. 廃棄物処理施設整備関係調査

(環境省からの受託調査)

(ア) 廃棄物処理センター整備基本計画調査

a 岩手県における廃棄物処理センターの施設整備に係る調査とし

て、産業廃棄物等の排出、処理、広域移動の実態並びに将来予測、事業の必要性の検討、採算性についてのケーススタディ等の調査を行った。

b 福岡県・北九州地区における廃棄物処理センターの施設整備に係る調査として、産業廃棄物等の排出、処理、広域移動の実態並びに将来予測、施設規模の検討、採算性についてのケーススタディ等の調査を行った。

c 平成13、14年度に引き続き、公共関与等による産業廃棄物処理施設整備に対し、公共と民間事業者との役割分担などについて共同研究を行った。

d 既に稼働している公共関与廃棄物処理施設について、経営状況を調査し、今後の関連施策に反映する基礎研究を行った。

(イ) 広域的廃棄物処理施設整備におけるPFI事業化手法の検討調査
廃棄物処理事業におけるPFI事業化のため、平成14年度に引き続き課題への対応方法について調査を深めるとともに、公共と民間の関わり方について調査検討を行った。

ウ．産業廃棄物処理業優良化推進事業

(環境省からの受託調査)

a 優良化推進事業の全体的な企画、実施方針、結論取りまとめについて審議するため、学識経験者、産業界、産業廃棄物処理関係者などからなる「産業廃棄物処理業優良化推進委員会」を設置し、優良化推進方策について検討を行うとともに、委員会のもとに「処理業実態調査」「委託実態調査」「評価基準検討」「電子マニフェスト普及促進」の4つのワーキンググループを設けた。

b 優良化推進事業の検討に必要な基礎的資料を得るため「産廃処理業経営実態把握調査」「排出事業者委託処理実態調査」及び「電子マニフェスト利用実態等調査」を実施した。

エ．国土交通省解体工事パトロールの手引作成業務

(国土交通省からの受託調査)

都道府県等が建設リサイクル法に基づき適切な指導・対応が可能となるような現場パトロールマニュアルを作成した。

併せて、都道府県等が臨時職員、外部機関等にパトロールを依頼する場合におけるパトロールマニュアルについても作成した。

廃棄物処理法関連業務（産業廃棄物適正処理推進センター業務）

1．産業廃棄物適正処理推進事業

（1）事業者に対する助言、指導等

事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための自主的な活動の推進に資するため、事業者に対する助言、指導、情報の提供等を行った。

（2）法改正前の不法投棄等産業廃棄物除去事業等に対する協力

改正廃棄物処理法の施行日（平成10年6月17日）前に不法投棄された産業廃棄物について、その撤去等の支障除去措置を講じた和歌山県等6県1市からの支援要請に対し、適正処理推進基金に繰り入れられた国の補助金により5億6千万円余のうえんを行った。

さらに、平成15年度から施行された「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に係る国庫補助金を上記基金に受け入れ、同特別措置法に基づき支援要請を行った香川県等3県に対し同基金より16億4千万円余のうえんを行った。

（3）法改正以後の不法投棄等産業廃棄物除去事業等に対する協力

改正廃棄物処理法の施行日（平成10年6月17日）以後に不法投棄された産業廃棄物について、その撤去等の支障除去措置を講じた京都府等1府9県5市（17事業）からの支援要請に対し、適正処理推進基金（国の補助金及び産業界からの拠出金で造成）より6億8千万円余のうえんを行った。

（4）エコパトロールの普及・促進

産業廃棄物の不法投棄の未然防止・拡大防止を図ることを目的とした環境破壊行為早期対応システム（エコパトロール）を、栃木県、静岡県、千葉県へ導入した。

（5）環境省からの受託調査等

ア．産業廃棄物不法投棄実態調査

都道府県等が平成14年度に把握した新たな不法投棄及び原状回復の状況を調査した。

イ．環境破壊行為早期対応システムの運用等

廃棄物の不法投棄による環境破壊行為に対する早期対応を図るため整備された環境破壊行為早期対応システムの運用、保守等を実施し、環境省地方環境対策調査官事務所等への支援を行った。

ウ．不法投棄事案対応支援事業

不法投棄の未然防止・拡大防止のために、関係法令に精通した法律や企業会計の専門家、廃棄物関係の技術者等による支援チームを設置し、要請があった7県3市に対し、現場で、不法投棄事案の解明方法、汚染範囲等の調査手法、支障除去方法等に関する助言をすることによる支援を行った。

(6) その他の不法投棄防止対策

頻発する硫酸ピッチ不法投棄対策として、「硫酸ピッチ不法投棄等防止対策検討委員会」の検討結果を報告書にとりまとめ全国の都道府県等へ配布した。

2．情報システム事業

「産廃情報ネット」の運営状況は次のとおりである。

- (1) 「許可情報検索システム」については、平日昼間の平均利用数が、約 1,000 件/日と堅調な推移を見せた。許可情報の更新については、従来どおり ID 登録した処理業者によるオンライン操作のほか、都道府県・政令市から提供を受けた電子化された許可データの取り込みによった。また、現在の ID 登録者に対して、ネットに対する要望などを把握するためにアンケート調査を実施した。
- (2) 「リサイクルネット」については、都道府県を対象に加入促進のための普及活動を行った。栃木県、新潟県、兵庫県、福岡県において運営主体が確定し、それぞれの県内事業者を対象としてサービスを開始した。その他の数県について、16 年度からの供用開始のための準備作業を進めた。また、各運営主体における会員管理を円滑化するべく機能の改良に着手した。
- (3) インターネットを利用して、当財団の財務情報など必要な情報開示を行うとともに、ニュース発信、資料掲載などを行った。